

令和7年12月12日

対馬市議会議長 春 田 新 一 様

総務文教厚生委員会
委員長 陶 山 荘太郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 付託事件

事件番号	件 名	審査の結果
議案第66号	令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号） 歳入は、所管に係る歳入 歳出は、1款・議会費、2款・総務費、3款・民生費、 4款・衛生費、7款・商工費、9款・消防費、 10款・教育費、11款・災害復旧費、12款・公債費、 13款・諸支出金	原案可決
議案第73号	対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第74号	対馬市税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第80号	対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
議案第94号	財産の無償貸付について	原案可決

2. 審査の概要

- (1) 審査月日 令和7年12月9日
- (2) 審査場所 対馬市役所豊玉庁舎 3階 大会議室
- (3) 欠席委員 なし（議案第66号のみ、脇本委員棄権）
- (4) 説明員 庄司総務部長、藤田しまづくり推進部長、阿比留市民生活部長、
三原未来環境部長、田中福祉部長、阿比留保健部長、
日高中対馬振興部長、原田上対馬振興部長、扇教育部長、井消防長、
志賀議会事務局長ほか担当課長等

3. 審査の経過 別 紙

別紙

審査の経過

令和7年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、本委員会に付託されました案件は〔議案第66号〕、〔議案第73号〕、〔議案第74号〕、〔議案第80号〕及び〔議案第94号〕の5件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は12月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

まず、〔議案第66号〕令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）について、今回の審査は人事異動に伴う、給料等の人件費については対象外としております。

本委員会に係る歳入は、1款・市税で、歳入増見込みによる市民税の追加、11款・地方交付税で、普通交付税の追加、15款・国庫支出金で、事業実績見込みによる特定地域づくり事業推進交付金、障害児通所給付費と日中一時及び移動支援給付費、単価改正による子ども・子育て支援交付金の増額に伴う国庫負担金及び国庫補助金の追加、16款・県支出金で、対馬地区ネコ適正飼育推進事業補助金、障害児通所給付費及び利用者支援事業等の子ども・子育て支援交付金などの追加、雇用機会拡充支援事業の実績見込みによる特定有人国境地域社会維持推進交付金の減、18款・寄附金で、企業版ふるさと納税による指定寄附金の追加、19款・繰入金で、東里庁舎受変電設備改修工事に充当するための振興基金繰入金の追加、22款・市債で、消防施設解体工事設計委託に伴う消防債の計上、比田勝中学校法面災害復旧事業に伴う文教施設災害復旧事業債の追加及び高齢者移動費助成事業債の減が主なものであります。

次に歳出は、2款・総務費で、庁舎等の光熱水費及び集会施設等の修繕費、改修工事の監理や戸籍システム等の更新・改修、コミュニティバス運行及び管理業務に伴う委託料、東里庁舎受変電設備改修工事及び庁舎等の維持補修

に係る工事請負費、有人国境離島運賃低廉化事業負担金の追加や、島おこし協働隊員の退任による報酬、システム構築に不用額が発生したことによる委託料、納税組合事務取扱費交付金及び特定地域づくり事業推進交付金、及び創業等支援事業補助金の減、3款・民生費で、国民年金システム改修に係る委託料の計上、所管施設などの光熱水費に係る需用費、地域子育て支援拠点事業に係る委託料及び負担金、実績見込みによる地域生活支援事業及び障害児給付事業に係る扶助費、児童福祉関連等の負担金などの精算に伴う国費・県費の返還金、利子及び割引料の追加、介護保険特別会計への繰出金の減、4款・衛生費で、対馬クリーンセンターやし尿処理施設等の光熱水費及び斎場等の修繕料に係る需用費、塵芥処理施設定期点検整備に係る委託料の追加、海岸漂着物等地域対策推進事業の予算組替えによる委託料の追加及び使用料及び賃借料の減、母子保健衛生費国庫補助金及び長崎県健康増進事業費補助金などの国費・県費への返還に伴う償還金、利子及び割引料の追加、診療所特別会計への繰出金の減、7款・商工費で、会計年度任用職員の雇用期間短縮による報酬などの減、9款・消防費で、消防拠点施設解体工事の設計に係る委託料の追加、新規職員の採用数の減及び職員の退職による給料等の人件費の減、10款・教育費で、学校施設や公民館などの修繕に係る需用費、光熱水費の増加による対馬市交流センター管理組合への負担金、補助及び交付金の追加、11款・災害復旧費で、比田勝中学校法面復旧事業調査設計に係る委託料の計上、12款・公債費で、利率上昇による償還金利子等の追加、13款・諸支出金で、職員の新規採用及び主エンジンの取替に係る旅客定期航路事業特別会計への繰出金の追加が今回の補正の主なものであります。

審査にあたり委員からは、「雇用機会拡充事業の減額が大きいので、今後の事業内容をよく検討してもらいたい。」などの意見がありました。

次に〔議案第73号〕対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、総務省消防庁からの緊急消防救助隊として出動した際の手当の支給について、適正な対応を求める旨の通知を受け、適切な処遇を確保することを目的としています。

改正の内容は、第2条の特殊勤務手当の種類に「緊急消防援助隊手当」を新設、第13条で「緊急消防援助隊手当は、消防組織法第45条第1項に規

定する緊急消防援助隊として管轄区域外に出動した隊員に支給する。」、同条第2項において、支給する額を第1号で「異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難援助に従事した場合は、1日につき840円とする。」、第2号で「災害救助法が適用された区域における災害警備又は遭難援助に従事した場合は、1日につき1,080円とする。」、第3号で「災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、水防法、消防法等により立ち入り禁止又は退去を命ぜられた区域における災害警備又は遭難援助に従事した場合は、1日につき2,160円とする。」をそれぞれ新設するものです。

なお、施行日は令和8年4月1日ということです。

3件目の〔議案第74号〕対馬市税条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、国の「自治体情報システムの標準化」へ対応することにより、維持管理や制度改正時の負担軽減、クラウド化の推進及びデジタル技術を介したサービス向上を図ることを目的としています。

改正の内容は、第40条の「普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。」において、対象年の徴収額を6月1日から翌年2月末日まで9期に分け、それぞれの月の1日（1月のみ5日）から同月末日（12月のみ25日）を納期として徴収していたものから、対象年の徴収額を6月1日から翌年1月31日まで4期に分け、第1期を6月1日から同月30日まで、第2期を8月1日から同月31日まで、第3期を10月1日から同月31日まで、第4期を翌年1月5日から同月31日までを納期として徴収することに改正します。

また、第67条の「固定資産税の納期は、次のとおりとする。」において、対象年の徴収額を6月1日から翌年2月末日まで9期に分け、それぞれの月の1日（1月のみ5日）から同月末日（12月のみ25日）を納期として徴収していたものから、対象年の徴収額を7月1日から翌年2月末日まで4期に分け、第1期を7月1日から同月31日まで、第2期を9月1日から同月30日まで、第3期を11月1日から同月30日まで、第4期を翌年2月1日から同月末日までを納期として徴収することに改正するものです。

なお、施行日は令和8年4月1日ということです。

審査にあたり委員からは、「改正目的や徴収月を分散することにより、納税者の負担を軽減する取り組みは理解できるが、納税者等の混乱を招かぬよう、周知を徹底してもらいたい。」などの意見がありました。

4件目の〔議案第80号〕対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、この条例は、「こども未来戦略」における孤立した育児の中での不安や悩みを解消するため、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに係わらない形での支援の強化を目的としています。

条例の内容は、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、「児童福祉法」の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されたことから、事業開始に必要な設備及び運営に関する基準を定めたものです。

なお、施行日は令和8年4月1日を予定しているとのことです。

事業の実施内容については、別に規則等として定めるものですが、国からの事業に関する方針が未だ示されていないため、予定であり、変更の可能性はありますが、大きく次のとおりです。

1. 実施場所：佐須奈保育所、豊玉こども園、雞知保育所
2. 実施方法：利用定員の範囲内で乳幼児を受け入れる余裕活用型
3. 利用対象者：0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
4. 利用上限：月10時間
5. 利用時間：月曜日～土曜日の9時～17時の間
6. 利用料：1時間あたり300円

（住民税非課税世帯60円、生活保護世帯0円）

7. 利用方法：こども家庭庁が提供する「総合支援システム」又は市の窓口へ登録申請後、総合支援システムを活用し、施設利用を行う

今後は、事業に必要な例規の整備をするとともに、令和8年2月からホームページや広報つしまなどで利用者への周知を行い、4月の利用開始に向けて取り組むとのことです。

審査にあたり委員からは、「利用者に対する周知を適切に行い、令和8年

4月からの子育て家庭の負担軽減のため、円滑な事業開始を図るとともに、保育士の確保にも力を入れてもらいたい。」などの意見がありました。

最期に、[議案第94号] 財産の無償貸付について、この議案は、令和7年11月21日に長崎県及び対馬市と立地協定を締結した株式会社エスプールのグローバルに対し、巖原町東里303番地1にある旧対馬市健康管理センター部分を無償貸付するものであります。なお、無償貸付期間は契約の日から3年間です。

株式会社エスプールのグローバルの事業内容は、自治体や民間企業向けのBPO事業であり、主に、オンライン窓口申請補助などのフロントヤード事業、各種データ入力などのバックヤード事業、デジタル導入支援、申請、審査業務、地域公共交通支援等の事業であります。

次に、事業展開については、オフィスの整備を行うと同時に、地元人材を10名～15名採用し、初期研修等が行われ、令和8年6月に開業を予定しているとのことでした。

その後も5年を目処に、地元人材の追加募集を行い、40名程度の体制とし、業務の拡充を図る計画となっており、島内で求人の少ない事務職の雇用が創出され、若年層や女性の定住などが期待されます。

審査にあたり委員からは、「企業誘致に関するものであるため、誘致後の事業の内容及び展開をよく確認し、条例及び規則による対応を適正に行ってもらいたい。」などの意見がありました。

以上 [議案第66号]、[議案第73号]、[議案第74号]、[議案第80号] 及び [議案第94号] の5件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。